

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」

※「子供たちのスポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保」「教員の働き方改革」に資するガイドライン

策定の背景

- 令和元年7月、都は「部活動に関する総合的なガイドライン」策定
 - ・生徒の自主的・自発的な参加の促進、効率的・効果的な活動の推進
- 令和2年9月、国は、休日の部活動の段階的な地域移行を図っていくことを周知

都におけるこれまでの取組

学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討

- 部活動検討委員会を設置
 - ・持続可能なスポーツや文化芸術環境構築に向けた協議
 - ・地域連携・地域移行に関する課題整理

内容

I 学校部活動

P 1～

部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

- ・部活動指導者の役割（顧問、部活動指導員、外部指導者等）

部活動の在り方に関する方針

- ・部活動の運営上の留意事項（休養日や活動時間の適切な設定等）
- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施

体罰、不適切な行為の防止

- ・体罰の定義、体罰関連行為のガイドライン
- ・不適切な行為、セクシャル・ハラスメントの防止

部活動における重大事故防止に向けた安全対策

- ・部活動の安全実施に向けたポイント
- ・事故防止の取組

部活動中における健康面での留意事項

- ・熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防
- ・頭部外傷の理解と予防等

対象 I：都立学校 II～IV：主に公立中学校等

新 II 新たな地域クラブ活動

P 127～

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体、学校との関係者等からなる協議会の実施
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日の設定
- ・活動場所である公共施設について、利用しやすい環境づくり
- ・希望する教員等の円滑な兼職兼業、質の高い指導者の確保

新 III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

P 137～

- ・令和7年度末には、全公立中学校等で地域連携・移行に向けた取組を実施することを目指す
- ・協議会等の検討体制を整備し、休日の在り方等を検討
- ・推進計画等を作成し、取組内容、スケジュール等を周知

新 IV 大会等の在り方の見直し

P 141～

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動も参加できるよう見直し（都中体連は、令和5年度から大会への参加を承認）
- ・校長等は、できるだけ教員が引率しない体制を整備
- ・生徒の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査